

業種	定義
飲食店営業	<p>食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業。</p> <p>※飲食店営業の対象となる「調理」とは、その場で客に飲食させるか、又は、短期間のうちに消費されることを前提として、一応摂食しうる状態に近くなった1品を成形したり他の食品を附加したり、あるいは調味を加えたりなどして飲食に最も適するように食品を加工成形することをいう。</p>
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	調理の機能を有する自動販売機(容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業。
食肉販売業	鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。)を販売する営業であり、食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものを除く。
魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類(冷凍したものを含む。)を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業及び魚介類競り売り業を除く。
魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業。
集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業。
乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造(小分けを含む。)をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品(飲料に限る。)若しくは清涼飲料水の製造をする営業。
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業。
食肉処理業	食用の目的で獣畜をと殺もしくは解体する営業又は解体された鳥類の肉・内臓等を分割・細切りする営業。と畜でと殺した獣畜の肉を分割・細切る営業も含まれる。
食品の放射線照射業	放射線を照射する営業。
菓子製造業	パン製造業及びあん類製造業を含み、第26号(複合型そうざい製造業)及び第28号(複合型冷凍食品製造業)の営業を除く。
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディー、みぞれ等液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業。
乳製品製造業	乳等省令第2条第12項に規定する乳製品(同条第20項に規定するアイスクリーム類を除く。)及び同条第40項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分3.0%未満を含むものの製造(小分け(固形物の小分けを除く。))を含む。)をする営業。
清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品(飲料に限る。)の製造(小分けを含む。)をする営業
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの(以下「食肉製品」とする。)を製造する営業又は食肉製と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業。
水産製品製造業	魚介類その他の水産動物若しくはその卵(以下「水産動物等」という。)を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第26号(複合型そうざい製造業)及び第28号(複合型冷凍製品製造業)の営業を除く。
氷雪製造業	氷を製造する営業。
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造(小分け含む。)をする営業。
食用油脂製造業	動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業。食肉販売業等で、副業的にヘッドやラードを製造する行為は含まれない。

みそ又はしょうゆ製造業	みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業。
酒類製造業	酒の仕入れから搾りまでを行う営業。
豆腐製造業	豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業。
納豆製造業	糸引納豆(豆納豆)、塩辛納豆(浜名納豆)などを製造する営業。
麺類製造業	生めん、ゆでめん、乾燥めん、そば、マカロニ等を製造する営業。
そうざい製造業	通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。)、焼物(いため物を含む。)、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第15号(食肉製品製造業)、第16号(水産製品製造業)、第22号(豆腐製造業)、第26号(複合型そうざい製造業)及び第27号(冷凍食品製造業)の営業を除く。
複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業(※)又は菓子製造業(※)、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。 )又は麺類製造業(※)に係る食品を製造する営業。 ※HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。
冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品(※)を製造する営業をいい、複合型冷凍食品製造業を除く。 ※食品、添加物等の規格基準に規格基準が定められた冷凍食品に限る。
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業(※)又は菓子製造業(※)、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。 )又は麺類製造業(※)に係る食品(冷凍品に限る。 )を製造する営業。 ※HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。
漬物製造業	漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品(※)を製造する営業。 ※高菜漬けのように漬物とその他のものを混合して炒めるなど、漬物のような形態で販売されるもの。
密封包装食品製造業	密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。 )であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの(冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であつて厚生労働省で定めるものを除く。 )を製造する営業(前各号の営業を除く。 )。 ※除外(許可不要な)食品として、食酢、はちみつを省令で規定。なお、食酢にはすし酢が含まれる。
食品の小分け業	専ら以下に掲げる営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業。 ・菓子製造業 ・乳製品製造業(固形物に限る。 ) ・食肉製品製造業 ・水産製品製造業 ・食用油脂製造業 ・みそ又はしょうゆ製造業 ・豆腐製造業 ・納豆製造業 ・麺類製造業 ・そうざい製造業 ・複合型そうざい製造業 ・冷凍食品製造業 ・複合型冷凍食品製造業 ・漬物製造業
添加物製造業	食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業。 (小分けを行う行為も含まれる)